

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第16号

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成12年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 適用地区において、次の表の(1)の項に掲げる面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 適用地区において、次の表の(1)の項に掲げる面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>
<p>(1) 特定用途（共同住宅を除く。）に供す</p>	<p>(1) 特定用途に供する部分の床面積と非特</p>

	る部分の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途</u> に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	
(2)	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分	<u>共同住宅及び非特定用途</u> に供する部分
(3)	<省略>	<省略>
(4)	<省略>	
備考 <省略>		

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 適用地区において、特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル及び50戸以上（共同住宅の用途に限る。）を超える建築物を新築しようとする者は、次の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途においては戸数）をそれぞれ同表(2)の項に掲げる面積（共同住宅の用途においては戸数）で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートル以下の場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備、活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	<省略>	<省略>	<省略>	特定用途（百貨店その他	<u>共同住宅の用途</u> に供
-----	------	------	------	-------------	-------------------

	定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	
(2)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
(3)	<省略>	<省略>
(4)	<省略>	
備考 <省略>		

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 適用地区において、特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、次の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートル以下の場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備、活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	<省略>	<省略>	<省略>	特定用途（百貨店その他の
-----	------	------	------	--------------

				の他の 店舗、 事務所 、 <u>倉庫</u> 及び共 <u>同住宅</u> を除く 。)に 供する 部分	する部 分					店舗、事 務所及び <u>倉庫</u> を除 く。)に 供する部 分
(2)	<省略> >	<省略> >	<省略> >	<省略> >	<u>100</u> 戸	(2)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
(3)	<省略>					(3)	<省略>			
備考 <省略>						備考 <省略>				
2 <省略> (大規模な事務所の特例に係る逡減) 第6条 <省略> 2 第5条の規定にかかわらず、戸数が400戸 を超える共同住宅の用途に供する部分を有する 建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のう ち、400戸を超え800戸までの部分の戸数 に0.5を、800戸を超える部分の戸数に 0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400 戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなし て、同条の規定を適用する。 (駐車施設の規模) 第9条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条及 び第7条の規定により附置しなければならない 駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小 数点以下の端数がある場合は、切り上げるもの とする。)に係る自動車の駐車用に供する部 分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メー トル以上、奥行6メートル以上としなければな						2 <省略> (大規模な事務所の特例に係る逡減) 第6条 <省略> (駐車施設の規模) 第9条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条及 び第7条の規定により附置しなければならない 駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小 数点以下の端数がある場合は、切り上げるもの とする。)に係る自動車の駐車用に供する部 分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メー トル以上、奥行6メートル以上としなければな				

らず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に0.02を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に0.01を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

3 <省略>

4 第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の

らず、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 <省略>

4 第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した駐車施設については、この条例による改正後の瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。